

奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

（奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第二条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成二十六年三月奈良県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。